

令和6年度 釧路市

ecoライフ促進支援補助金 申請の手引き



【申請先・お問い合わせ先】

環境保全課
釧路市役所本庁舎1階(5番窓口)
〒085-8505
釧路市黒金町7丁目5番地

Tel 0154-31-4535

Fax 0154-23-4651

専用メール ecolife@city.kushiro.lg.jp

1. 補助対象設備

注意：予算額に達した時点で終了となる可能性があります。

対象設備	設備要件	補助金額
定置用蓄電池	<ul style="list-style-type: none">常時、太陽光発電と接続するリチウムイオン蓄電池であること。蓄電容量が合計3.0kWh以上であること。 ※1太陽光発電システムを同時設置する場合の追加要件 <ul style="list-style-type: none">接続する太陽光発電は、新たに設置するものであること。太陽光発電システムは未使用品であること。	6万円 [上乗せ補助]12万円 太陽光発電システム 同時設置の場合 15万円 [上乗せ補助]30万円
家庭用燃料電池 (エネファーム)	<ul style="list-style-type: none">燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成される燃料電池システムであること。定格運転時において、発電出力1.0kW未満、貯湯温度50℃以上あること。貯湯容量140ℓ以上の貯湯タンクを有すること寒冷地対応であること	20万円 [上乗せ補助]40万円
ガスコジェネレーション システム (コレモ)	<ul style="list-style-type: none">天然ガスまたはLPガスを燃料とし、熱と電気の供給を目的としたシステムであること。小出力発電設備 (5.0kW未満) であること。	6万円 [上乗せ補助]12万円

※各補助対象設備は、未使用品であることが条件です（中古品は対象外）。

[上乗せ補助] (北海道による補助金上乗せ) について

●北海道が実施する「住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱」に規定する要件を満たす場合は、[上乗せ補助]（北海道による補助金上乗せ）金額となります。

※「住まいのゼロカーボン化推進事業」とは、北海道で道内市町村の脱炭素化に寄与する取組で、住宅への性能向上リフォーム、蓄電池の導入補助等を促進する自治体向けの補助制度です。

注意：[上乗せ補助]（北海道による補助金上乗せ）は北海道が実施する「住まいのゼロカーボン化推進事業」補助金予算が無くなり次第終了となります。

2. 補助対象者

以下の要件を全て満たす方を補助金の対象者とします。

- 1 市内に居住していること。
- 2 令和7年2月28日までに補助金交付申請書を提出できること。
- 3 釧路総合振興局管内に本店、支店等の事業所を有する事業者から購入した補助対象設備を、自ら居住する住宅に設置すること。
※釧路総合振興局管内（釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町）
- 4 事業者からの補助対象設備の引渡し日が令和6年3月1日以降であること。
※補助対象設備が付帯されている新築住宅、建売住宅については、住宅の引渡し日
- 5 市税を滞納していないこと。
- 6 自らも含め同一世帯内に、同一設備に対する本補助金制度を利用したものがいないこと。
- 7 釧路市暴力団排除条例第2条第2号に指定する暴力団員に該当しないこと。

上記に加えて、以下の要件を全て満たす方を[上乗せ補助]（北海道による補助金上乗せ）の対象者とします。

- 1 設備を設置する住宅が既存住宅であること。
- 2 住宅・設備及び工事内容の広報利用を許諾すること。

※詳細は、「住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱」をご確認ください。

3. 手続きの流れ

【書類の提出方法について】下記のいずれかの方法で受け付けます。

直接・・・市役所本庁舎1階 5番窓口（平日の午前8時50分～午後5時20分）

郵送・・・釧路市役所環境保全課宛（書留や特定記録など配達記録が残る方法で提出してください）

メール・・・ecolife@city.kushiro.lg.jp まで

1 補助金交付申請書提出

補助金交付申請書（様式第1号）及び下記の添付書類を提出してください。

- 1 工事請負契約書（売買契約書）の写し
- 2 補助対象設備設置費等証明書（様式第2号）
- 3 補助対象設備の設置及び銘板、運転状況（リモコンモニター画面等）が確認できるカラー写真
 - ・定置用蓄電池
 - 太陽光パネル ※1
 - モニター画面など ※3
 - 蓄電池ユニット（本体+銘板 ※2）
- ただし、太陽光発電システム同時設置の場合には以下の写真も必要。
 - パワーコンディショナー
- ・家庭用燃料電池（エネファーム）
 - 燃料電池ユニット（本体+銘板 ※2）
 - モニター画面 ※3
- ・ガスコジェネレーションシステム（コレモ）
 - ガスエンジン発電ユニット（本体+銘板 ※2）
 - モニター画面 ※3
- 4 形状、規格及び構造等が確認できるカタログ・仕様書等の写し
- 5 設置する住宅の位置図
- 6 申請者本人の住民票（発行後3ヶ月以内、写し可）
- 7 市税の完納証明書又は滞納なし証明書（発行後3ヶ月以内）
- 8 釧路市暴力団排除条例に基づく誓約書（参考書式1）
- 9 建物所有者の承諾書（参考書式2）
※申請者と建物等の所有者が異なる場合
- 10 その他、市長が必要と認める書類

✓ 1～8は必ず提出が必要です。
9以下は該当する方のみ提出してください。

※1 原則枚数が確認できるもの
※2 製造番号が確認できるもの。ただし蓄電池ユニットで製造番号がないものについては、パワーコンディショナーの製造番号が確認できるものを添付してください
※3 発電量を確認できるもの。日付が印字されるものについては、設備の引渡し日以降の日付であるもの。

2 補助金請求書提出

市から送付される、補助金交付決定・交付額確定通知書がお手元に届きましたら、補助金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

3 補助金受領

請求書のご提出から約2～3週間で指定の金融機関への振込みを完了いたします。振込み完了のご連絡は行っておりませんので、通帳記帳などによりご確認ください。

4 使用状況等の報告について

補助金の交付者には、補助対象設備の使用状況等を報告していただきます。使用状況報告書（様式第11号）を、補助対象設備を設置した翌月から1年間の運転状況等を記録し、6ヶ月に1度提出してください。

4. 設備の管理及び処分について

補助対象設備の設置後、法定耐用年数以内は適切に維持管理しなければなりません。法定耐用年数以内の売却、譲渡、貸与、廃棄は補助金の返還が伴う場合がありますので、事前に環境保全課に相談のうえ、以下の書類を提出してください。

- 財産処分承認申請書（様式第6号）
※設備を処分する前にご提出ください。
- 財産処分報告書（様式第9号）
※市から財産処分の承認を受け、設備を処分した後にご提出ください。

5. 各種書類について

申請書などの書類一式は、市役所環境保全課、阿寒町・音別町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所にて配布しています。
また、市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

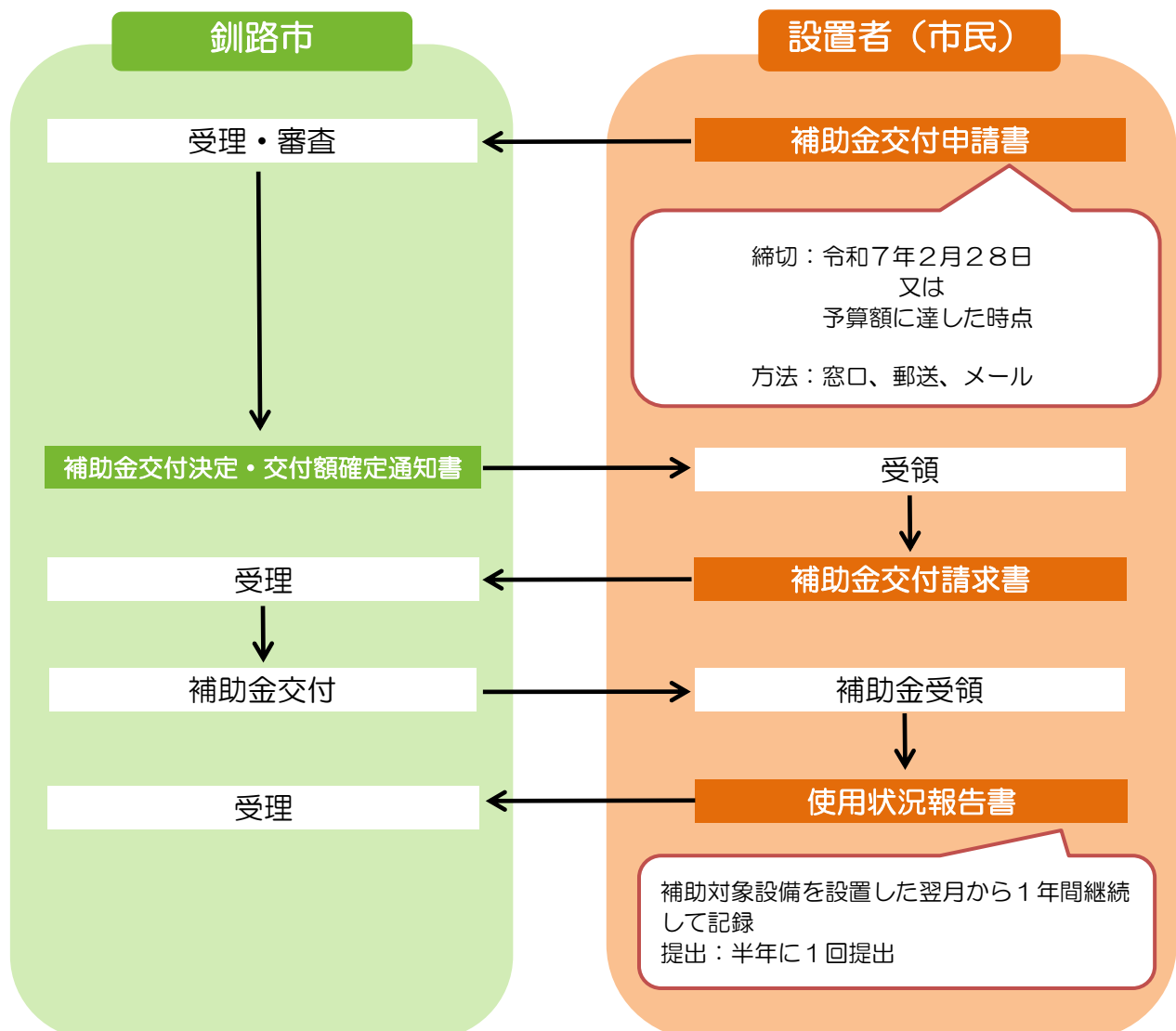


市ホームページ（<http://www.city.kushiro.lg.jp>）

> まちづくり・環境 > 環境 > 地球温暖化防止 > 太陽光発電・ecoライフ

<https://www.city.kushiro.lg.jp/machi/kankyuu/1004263/1004270/1004274.html>

補助金受領までの流れ



注意事項

● 書類作成のご注意

- 修正液、修正テープ、消せるボールペンをご使用いただけません。
※訂正する場合は新たな用紙に記入してください。
- 補助金交付申請書および請求書の日付は空欄で提出ください。
※受付時に書類を確認し、市が正式に受け付けた日付を記入いたします。

● 市税の完納・滞納なし証明書について

市税の完納・滞納なし証明書は市役所1階市民税課、各行政センター、鳥取支所で発行しております。

大変お手数ですが、上記窓口に直接お越しになり、用意をお願いいたします。

税務システム上の都合や納税方法の変更等で証明書が発行されない場合はご相談ください。

● 補助対象設備設置後の管理義務

補助対象設備の設置後は、法定耐用年数以内は適切に維持管理しなければなりません。耐用年数以内の売却、譲渡、貸与、廃棄は補助金の返還が伴う場合があります。

● 申請に係わるお願い

- 申請方法、注意事項等、必ずすべての項目をご理解の上、補助金の申請を行ってください。
- 代理手続をされる方は、事前に申請者へ制度の説明を十分に行ってください。
- 提出期限間近に補助金申請の書類をもってこられる方が多く見られます。書類に不備がある場合は受理できません。書類の修正にある程度時間がかかりますので、補助金申請に係わる書類は余裕をもって提出いただきますようお願いいたします。

Q & A

Q 家の持ち主ではありませんが、申込み可能ですか。

A 自ら居住する住宅であり、ご本人が契約し費用を支払うのであれば申込みすることができます。ただし、補助金交付申請の際に建物所有者の承諾書（参考書式2）の提出が必要になります。

Q 店舗併用住宅に設備をつける場合は補助対象になりますか。

A 居住部分に補助対象設備を設置し、居住している場合は補助対象になります。

Q 連名で申請することはできますか。

A できません。対象設備の契約、支払いを行った方が申請者となります。連名で契約した場合はどちらかお一人が申請者となります。

Q 補助金交付申請書は郵送でも受付してもらえますか。

A 郵送での提出でも書類は確認いたしますが、書類に不備がある場合は受付できません。市が内容を確認し、修正点をお伝えのうえ書類を返却いたしますので、再度提出してください。

Q 補助金交付申請書はメールでも受付してもらえますか。

A 受付できます。書類のすべてで押印を廃止しましたので、指定のメールアドレスへご提出してください。

Q 市外から転入してきましたが、転入前の市町村の完納証明書は必要ですか。

A 不要です。ただ、添付書類の中に釧路市の完納証明書又は滞納なし証明書の提出が必要となります。

Q 補助対象設備の写真はどのようなものが必要ですか。

A 対象設備ごとに以下のカラー写真が必要です。

- ①対象設備本体を設置してあることが確認できる写真
- ②対象設備本体の銘板が確認できる写真
- ③対象設備本体の運転状況が確認できる写真（リモコンモニター等）

Q 書類に不備がある場合でも受け取ってもらえますか。

A 申請書類に不備がある場合は受理できません。市と申請者双方で内容を確認したうえで返却し、再度提出していただくこととなります。時間に余裕をもって提出ください。

Q 申請者以外の名義の口座に補助金を振り込んでもらうことは可能ですか。

A 原則、申請者名義の口座への振り込みになります。